

連合徳島ボランティアサポートチーム設置運営要綱

【目 的】

第1条

連合徳島は、大規模自然災害等で被災した地域（日本国内）において、災害救援・復興支援を行うボランティアチームを組織し、被害の軽減・拡大防止をはかるとともに、被災された被災者の生活支援等へのボランティア活動等を施行することを目的とする。

【責 務】

第2条

連合徳島会長は大規模自然災害等が発生した場合、速やかに「連合徳島災害対策本部」（以下、対策本部）を設置し、災害支援ボランティア活動を効果的・円滑に推進すること。

ただし、連合徳島会長による対策本部の設置が困難な場合は、連合徳島会長代及び連合徳島事務局長が前項の任を代行し対応を行うことができる。

【地方公共団体とボランティア団体等との連携】

第3条

連合徳島は、関係する地方公共団体や徳島県社会福協議会等で構成する「とくしまボランティア推進センター」（以下、ボランティアセンター）と連携して、効果的に活動を連携して推進することに努める。

【名所および所掌事務】

第4条

1. 名称は「連合徳島ボランティアサポートチーム」とする。（以下、「ボランティアサポートチーム」という。）
2. 連合徳島ボランティアサポートチームの事務局は、下記の場所に設置する。
徳島県徳島市昭和町3丁目35-1 徳島県労働福祉会館内6階
日本労働組合総連合会徳島県連合会（連合徳島）内

【組 織】

第5条

1. 対策本部は、災害支援内容（ボランティア活動）を対策本部で協議する。
2. 対策本部の体制は下記のとおり構成する。

本 部 長	連合徳島会長
副 本 部 長	連合徳島国民運動局長
副 本 部 長	連合徳島会長代行・連合徳島副会長
副 本 部 長	連合徳島副事務局長（国民運動局担当）〈ボランティアセンター派遣〉
副 本 部 長	連合徳島財政局長
事 務 局 長	連合徳島事務局長
事 務 局 次 長	連合徳島副事務局長
事 務 局	連合徳島執行委員（国民運動局担当）

3. ボランティアサポートチーム体制は下記のとおり構成する。ただし、隊長が必要と判断すれば小隊を構成することができる。

隊	長	連合徳島事務局長（統括責任者）		
副	隊	長	連合徳島国民運動局長（小隊長を兼ねることができる）	
事	務	局	長	連合徳島副事務局長
隊	員	ボランティアサポートチーム養成講座修了者		

ただし、本部長が認める場合においてはこの限りでない。

【活 動】

第6条

ボランティアサポートチームの活動内容は、要綱第9条に基づき教育訓練により会得した対応能力に応じた支援活動とする。

1. 徳島県内における災害発生時の活動は、関係する地方公共団体やボランティアセンター等と連携を図りながら、支援ボランティアの受け入れ及び調整等を対策本部で協議し、活動内容を決定する。
2. 国内で発生する大規模自然災害に際しても同様とする。

【派 遣】

第7条

災害時の派遣にあたっては次のとおりとする。

1. 徳島における災害発生時のボランティアサポートチームの派遣は、対策本部の設置と同時に派遣出動体制を確立する。
2. 国内で発生する大規模自然災害に際しても同様である。

【登録・脱退】

第8条

1. 毎年開催している「連合徳島ボランティアサポートチーム養成講座」（以下、養成講座）に参加し、修了した者を登録することとする。
2. 下記の場合に脱退することができる。
 - ① 本人の希望により取り消すとき。
 - ② 対象者の条件に合わなくなったとき。

【教育・訓練】

第9条

ボランティア派遣に必要な知識・技能の習得を目的として開催される、養成講座のカリキュラムに従い、研修・訓練を行う。

【保 険】

第10条

登録者は「ボランティア保険」に年間を通じて加入する。なお、費用は連合徳島が負担する。

【費 用】

第11条

この要綱に基づき施行に要する費用は、連合徳島執行委員会で承認し決定する。ただし、緊急を有する場合は、連合徳島会長が専決することができる。この場合については、直近の執行委員会に報告しなければならない。

【報 告】

第 12 条

この要綱に基づき災害支援（ボランティア活動）を実施した時には、速やかに連合徳島会長は、執行委員会に報告しなければならない。

【解 釈】

第 13 条

この要綱に疑義が生じた場合の解釈の権限は、連合徳島執行委員会が有する。

【要綱の改廃】

第 14 条

この要綱の改廃の権限は、連合徳島執行委員会が有する。

【要綱の発効】

第 15 条

本要綱は、2015年4月日から発効する。